まちづくり環境委員会 令和4年2月25・28日

都市基盤整備部 資料 21 番

所管 道路課

#### 第21号議案

大田区特別区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について

### 1 概要

道路占用料算定の基礎となっている東京都固定資産税評価額が令和3年1月1日 に評価替されたことに伴い、評価替後の額を適正に反映させる必要があるため、道路 占用料を改定する。

- 2 改定する条項 第2条(占用料)第1項の規定による別表の占用料の額を改定する。
- 3 主な改正内容 別紙 新旧対照表のとおり
- 4 施行日 令和4年4月1日

# 新 大田区特別区道路占用料等徵収条例

昭和47年4月1日 条例第19号

第1条及び第6条まで(現行のとおり)

#### 別表

J/14X			T. tal	1		
	占用物件	占用料				
	,,	単位	金額			
法第	第一種電柱	1 本につ	<u>9,350円</u>			
32条	第二種電柱	き1年	<u>14, 300円</u>			
第1	第三種電柱		<u>19, 300円</u>			
項第	第一種電話柱		7,720円	-		
1号	第二種電話柱		12,400円			
に掲	第三種電話柱		17,000円			
げる 工作	その他の柱類		830円	'		
物	共架線その他上空	長さ1メ	83円	: ر		
199	に設ける線類	ートルに				
	地下電線その他地	つき1年	50円			
	下に設ける線類					
	路上に設ける変圧	1 個につ	8, 180円			
	器	き1年				
	地下に設ける変圧	占用面積	5,010円			
	器	1平方メ				
		ートルに				
		つき1年				
	変圧塔その他これ	1個につ	16, 700円			
	に類するもの及び	き1年				
	公衆電話所					
	広告塔	表示面積	23, 400円			
		1平方メ				
		ートルに				
		つき1年				
	その他のもの	占用面積	16,700円			
		1平方メ				
		ートルに				
		つき1年				
法第	外径が 0.04 メー	長さ1メ	190 円	ì		
32条	トル未満のもの	ートルに		,		
第1	外径が0.04メート	つき1年	<u>340円</u>	1		
項第	ル以上0.07メート			-		
2号	ル未満のもの					
に掲	外径が0.07メート		500円			
げる	ル以上0.10メート					
物件	ル未満のもの			!		
	外径が0.10メート		<u>750円</u>			
		-		_		

## 大田区特別区道路占用料等徴収条例

旧

昭和47年4月1日 条例第19号

第1条及び第6条(略)まで 別表

	占	用料				
百用物件	単位	金額				
第一種電柱	1本につ	<u>7,970円</u>				
第二種電柱	き1年	12,200円				
第三種電柱		16,500円				
第一種電話柱		6,440 円				
第二種電話柱		10,400円				
第三種電話柱		14, 200 円				
その他の柱類		<u>710 円</u>				
共架線その他上空	長さ1メ	<u>71 円</u>				
に設ける線類	ートルに					
地下電線その他地	つき1年	42 円				
下に設ける線類						
路上に設ける変圧	1個につ	6,980円				
器	き1年					
地下に設ける変圧	占用面積	4,270円				
器	1平方メ					
	ートルに					
	つき1年					
変圧塔その他これ	1個につ	14, 200 円				
に類するもの及び	き1年					
公衆電話所						
広告塔	表示面積	20,300円				
	1平方メ					
	-					
その他のもの		14, 200 円				
H (77 1) 0 0 1 1		, <del></del>				
		<u>160 円</u>				
		200 🖽				
. ,	201十	290 円				
		420 円				
		170   1				
ル未満のもの						
	第二種柱 第三種種性 第三種種電話話柱 第二種種電話話柱 子の他線け電話話類 共に砂下にという。 中にという。 中にという。 一人ののはメートルののがあるののののはメートののののののはメートのののののののののののののののののののののの	占用物件 第一種電柱 第二種電柱 第三種電話柱 第三種電話話柱 第三種電話話柱 第三種他の名の線 共設け電談けるの 中で記さいと 大ル1年長ー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				

		新					旧		
	ル以上0	. 15メート				ル以上0	. 15メート		
	ル未満の	りもの				ル未満の	りもの		
	外径が0	. 15メート		1,000円		外径が0	. 15メート		<u>850 円</u>
	ル以上0	. 20メート				ル以上0	. 20メート		
	ル未満の	りもの				ル未満の	りもの		
	外径が0.20メート			1,500円			. 20メート		1,280円
	ル以上0.30メート						. 30メート		
	ル未満の					ル未満の			
		. 30メート		2,000円			. 30メート		1,700 円
	-	. 40メート				-	. 40メート		
	ル未満の			0 F00H		ル未満の			0.000 III
		. 40メート		<u>3,500円</u>			.40メート		2,990円
	ル以上0   ル未満0	.70メート				ル未満の	.70メート		
		. 70メート		5,010円			. 70メート		4,270 円
		. 10メート		<u>5,010</u>			. 10メート		4, 210   1
	ル未満の					ル未満の			
		. 0メート		10,000円			.0メート		8,540円
	ル以上の			20,000 3		ル以上の			<u> </u>
法第		項第3号	占用面積	14,800円	法第:	l	項第3号	占用面積	12,400円
に掲り	に掲げる施設		1平方メ		に掲げ	げる施設		1平方メ	
			ートルに					ートルに	
V. I	00 17 155 1	-T 65 1 1	つき1年 	10 =00 H	VI. Anton		-T 65 4 17	つき1年 1-E-74	11.000 1
		項第4号	占用面積	16,700円			項第4号	占用面積	14, 200 円
(二格)	げる施設		1平方メ ートルに		に拘り	げる施設		1平方メ ートルに	
			つき1年					つき1年	
法第	地下街	階数が1	占用面積	(現行のと	法第	地下街	階数が1	占用面積	Aに0.004
32条		のもの	1平方メ	おり)	32条		のもの	1平方メ	を乗じて得
第1	下室		ートルに		第1	下室		ートルに	た額
項第		階数が2	つき1年	(現行のと	項第		階数が2	つき1年	Aに0.006
5号		のもの		おり)	5号		のもの		を乗じて得
に掲げる		mt tolet - x 2 -		( <del></del>	に掲げる		=113111 - 3		た額
施設		階数が3		(現行のと	施設		階数が3		Aに0.007
NE HX		以上のもの		おり)	70 HX		以上のも		を乗じて得
	し売1ヶ言			11 700⊞		したけっき	の gける通路		た額 10,100円
	上空に設ける通路 地下に設ける通路			<u>11,700円</u> 7,020円			受ける通路 受ける通路		6,100円
その他のもの			<u>7,020円</u> 10,400円		地下に記るの他の			9,060円	
法第		录日等に	占用面積	230 円	法第		プロジー 家日等に	占用面積	200円
			1平方メ	===1	32条		一時的に	1平方メ	700   1
第1			ートルに		第1	設ける		ートルに	
項第	項第		つき1日		項第			つき1日	
6号		易、その	占用面積	23, 400円	6号	1	易、その	占用面積	20,300 円
に掲	他これに	こ類する	1平方メ		に掲	他これに	こ類する	1平方メ	
げる   施設	もの		ートルに		げる 施設	もの		ートルに	
心成			つき1年		旭汉			つき1年	

		新					旧		
令第	看板(プ	アーチ式で	表示面積	23,400円	令第	看板(フ	アーチ式で	表示面積	20,300円
7条	あるもの	りを除	1平方メ		7条	あるもの	りを除	1平方メ	
第1	⟨∘)		ートルつ		第1	⟨∘⟩		ートルつ	
号に	[art 3-46].		き1年	10.000 17	号に	laria-Ms		き1年	11 000 177
掲げ る物	標識		1本につ	13,300円	掲げる地	標識		1本につ	11,300円
つ物   件	旗ざお	祭礼、	き1年 占用面積	230 円	る物   件	旗ざお	祭礼、	き1年 占用面積	200 円
	及び幕	宗代、   縁日等	ロ用画傾 1 平方メ	<u> 230 F3</u>		及び幕	宗代、   縁日等	ロ州 側傾 1 平方メ	<u> 200 F3</u>
	及〇冊	に際	ートル又			及り冊	に際	ートル又	
		し、一	は1本に				し、一	は1本に	
		時的に	つき1日				時的に	つき1日	
		設ける					設ける		
		もの					もの		
		その他	占用面積	23,400円			その他	占用面積	20,300円
		のもの	1平方メ				のもの	1平方メ	
			ートル又					ートル又	
			は1本に					は1本に	
	アーチ	車道を	つき1年	004 000 III		アーチ	車道を	<u>つき1年</u> 1基につ	002 200 III
	式工作	単坦を   横断す	1基につ き1年	234,000 円		式工作	単理を	1 基につき1年	203,300円
	物	るもの	C 1 +			物	るもの	914	
	192	その他		117,000円		120	その他		101,600円
		のもの		111,000   1			のもの		101,000   1
令第		号に掲げる	占用面積	16,700円	令第	 7 条第 2 <sup>-</sup>	号に掲げる	占用面積	14, 200 円
工作物			1平方メ		工作特			1平方メ	
			ートルに					ートルに	
			つき1年					つき1年	
1 1	7条第3号	号に掲げる	占用面積	(現行のと	1 1	7条第3号	号に掲げる		Aに 0.024
施設			1平方メ	おり)	施設			1平方メ	を乗じて得
			ートルに					ートルに	た額
<b>△</b>	1CIE 5	ヨヨスの仏	つき1年	92 400 III	<b>今</b>	<b>1</b> €1⊞ 5	コ担この仏	つき1年	00 200 III
 		足場その他 用施設及び	占用面積 1 平方メ	23,400円	 		足場その他 用施設及び	占用面積 1 平方メ	20, 300円
第4		才料置場	ートルに		第4		才料置場	ートルに	
号に	危険防止		つき1年	8,640円	号に	危険防」		つき1年	7,200円
掲げ	詰所		C - 1	23,400円	掲げ	詰所		C - 1	20,300円
るエ	ны//			20, 100  1	るエ	ни//			==, ==
事用					事用				
施設					施設				
及び					及び				
同条					同条				
第5					第5				
号に   掲げ					号に   掲げ				
掲り   る工					掲り				
事用					事用				
材料					材料				
置場					置場				
					旦勿	<u> </u>			

新										
		号に掲げる	占用面積	16,700円				号に掲げる		14, 200 円
1 1	建築物及( 掲げる施詞	び同条第7	1平方メ ートルに			仮設建築物及び同条第7 号に掲げる施設			1平方メ ートルに	
7 (-1	CIGITY SUEEK		つき1年			⊅ (⊂1	4月17 公元日	X	つき1年	
令第	上空、	階数が1	占用面積	(現行のと		令第	上空、	階数が1	占用面積	A120.006
7条	トンネ	のもの	1平方メ	おり)		7条	トンネ	のもの	1平方メ	を乗じて得
第8	ルの上		ートルに			第8	ルの上		ートルに	た額
号に	又は高	階数が2	つき1年	(現行のと		号に	又は高	階数が2	つき1年	A170.008
掲げる施	架の道	のもの		おり)		掲げる施	架の道	のもの		を乗じて得
設に	路の路	mt listet is a -		(-)		設温	路の路	mt lister so -		た額
	面下に	階数が3		(現行のと			面下に	階数が3		Aに0.011
	設ける もの	のもの		おり)			設ける もの	のもの		を乗じて得た額
	807	 階数が 4		(現行のと			807	 階数が 4		/こ例 Aに0.012
		以上のも		おり)				以上のも		を乗じて得
		の		,,,				の		た額
	その他の	りもの		(現行のと			その他の	りもの		A120.024
				おり)						を乗じて得
∧ <i>trtr</i> :	7-1-1-1-1	mt listet is a		(-)				T		た額
令第 7条	建築物	階数が1	占用面積	(現行のと		令第	建築物	階数が1	占用面積	A120.006
第9		のもの	1平方メ ートルに	おり)		7条 第9		のもの	1平方メ	を乗じて得
号に		階数が 2	つき1年	(現行のと		号に		階数が 2	ートルに つき1年	た額 Aに0.008
掲げ		のもの	~ C 1	おり)		掲げ		回数か2	7617	を乗じて得
る施				, , ,		る施		*> 0 *>		た額
設並びに		階数が3		(現行のと		設並		階数が3		A (20. 011
		のもの		おり)		びに 同条		のもの		を乗じて得
第 10						第 10				た額
号に		階数が4		(現行のと		号に		階数が4		Aに0.012
掲げ		以上のも		おり)		掲げ		以上のも		を乗じて得
る施設及	その他の	0 D # 0		(現行のと		る施		0		た額
び自	ての地の	7607		おり)		設及 び自	その他の	りもの		Aに0.006
動車				,,,		動車				を乗じて得
駐車						駐車				た額
場合等	I ++-	144 本1 2 3	上田元金	/rp/= ~ 1		場	, ,	miliotes		
令第 7条	上空、	階数が	占用面積 1 平方メ	(現行のと		令第	上空、	階数が1	占用面積	Aに0.006
第11	トンネ ルの上	1のも の	エギガスートルに	おり)		7条 第11	トンネ	のもの	1平方メ ートルに	を乗じて得
号に	又は高	階数が	つき1年	(現行のと		号に	ルの上 又は高	階数が 2	つき1年	た額 Aに0.008
掲げ	架の道	2のも		おり)		掲げ	架の道	階級かる のもの	- '	Aに0.008 を乗じて得
る応	路の路	0				る応	路の路	~		た額
急仮設建	面下に	階数が		(現行のと		急仮	面下に	階数が3		Aに0.011
製 築物	設ける	3のも		おり)		設建 築物	設ける	のもの		を乗じて得
	もの	0				<del>米</del> 物	もの			た額
		階数が		(現行のと				階数が4		Aに0.012
		4以上		おり)				以上のも		を乗じて得
		のもの			١L			の		た額

新							旧		
その他のもの			(現行のとおり)			その他の	かもの		Aに0.024 を乗じて得 た額
令第7条第12号に掲げ る器具		占用面積 1平方メ ートルに つき1年	(現行のと おり)	9)	令第7条第12号に掲げ る器具		占用面積 1平方メ ートルに つき1年	Aに0.024 を乗じて得 た額	
令7第号掲る設 第条13にげ施 上トル又速車若は車道(のにる路にるそ 空ンのは自国し自専路高も限)面設もの でのでである。 でのでのではのでである。 でのでのではのでである。	階数が1 の数がの 階数もがの 階数もがの 階以上の	占 用 田 下 ト ト ト ト も 1 に 年	(現行のと おり) (現行のと おり) (現行のと おり) (現行のと おり)		令7第号掲る設第条13にげ施	-	階の 階2の 階3の 階4の あい がも がも がも がも がも がも がも がも がも がも	占用 1 平 カ カ ト カ 1 年	Aに0.006 を報 Aに0.008 を額 Aに0.011 を額 Aに0.012 を額 Aに0.012 を額 Aに0.024 を額 た

### <u>付 則</u>

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行す る。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日 以後の占用に係る占用料について適用し、同日前 に既に納入の通知が行われ、当該通知に係る占用 の期間に属するものについては、なお従前の例に よる。